

令和 7 年度糸魚川市大型運転免許等取得支援補助金

1 目的

市内企業の人材確保を支援し、もって市内における安定的な雇用の拡大を図るため、大型運転免許等の取得促進に取り組む市内企業等を支援する。

2 制度概要

補助対象事業者	市内に事業所等を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人
免許等の取得条件	①事業者の事業遂行上必要な免許等に限りします。 ②主たる事業所が市内にない場合は免許等を取得する人（以下「取得者」といいます。）が市民であるか取得者の主たる勤務地が糸魚川市内の場合に限りします。 ③取得者の事業所内における状態（使用者、労働者、正社員、パート等の別）は問いません。 ④免許等取得費用を事業者が負担したものに限りします。
対象経費	令和 7 年度中に取得した次に掲げる運転免許等の取得に対して負担した<u>教習料</u>又は<u>技能講習料</u>（※入校諸費用、検定料、手数料は含みません。） 対象となる免許 ・ 大型免許 ・ 中型免許 ・ 準中型免許 ・ 大型特殊免許 ・ 牽引免許 ・ 大型第二種免許 ・ 中型第二種免許 ・ 普通第二種免許 ・ 大型特殊第二種免許 ・ 牽引第二種免許 対象となる技能講習・特別教育 ・ フォークリフト運転者 ・ クレーン・デリック運転士 ・ 車両系建設機械運転者 ・ 高所作業車運転者 ・ 不整地運搬車運転者 ・ ショベルローダー等運転者 ・ 小型移動式クレーン運転者 ・ ローラー運転者 ※普通免許を取得することなく準中型免許を取得した場合は、補助対象経費から普通免許取得に要する経費を除きます。 ※国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、補助対象経費から助成額を除きます。 ※対象となる経費には消費税は含みません。（免税事業者及び簡易課税事業者は消費税を含む。）
補助金額等	■ 補助金額 取得者 1 人につき、対象となる経費の <u>2 分の 1</u> の額とし、<u>10 万円</u>を限度とします。（1,000 円未満切捨て） ■ 回数 一年度あたり 1 事業者 <u>3 回</u>（<u>3 人</u>）まで

申請期間	【前期】 4月15日（火）から同月30日（水）まで 【後期】 10月1日（水）から同月10日（金）まで ※期間内にそれぞれの期間の予算額を超える申請があった場合は、抽選で補助対象者を決定します。
------	--

3 申請方法

申請期間内に、下記提出書類を市に提出してください。

※申請期間後に申請内容を審査し、交付決定を行います。

※本補助金は、令和7年度中に取得した免許等の取得経費に係る補助金です。

市の交付決定を受けた後でないと入校手続または講習申込ができないというものではありません。

4 提出書類

(1) 交付の申請時

- ・大型運転免許等取得支援補助金交付申請書
- ・教習所の基本料金表の写し
- ・大型運転免許等取得予定者が従業員であることが証明できる資料の写し
（例：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、社員証等）
- ・国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、交付決定通知書の写し
- ・取得予定の大型運転免許等が業務に必要であることが分かる書類
- ・取得者が市民であること又は市内に所在する事業所等に勤務していることが分かる書類の写し（主たる事業所等が市内にない場合に限ります。）

(2) 実績報告時

- ・大型運転免許等取得支援補助金実績報告書
- ・運転免許証等の免許情報が分かる文書又は講習修了証の写し
（令和8年3月31日までに取得又は修了）
- ・事業者が教習所に支払いしたことが証明できる書類の写し
- ・国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、交付決定通知書の写し（申請時から変更があった場合に限ります。）

5 提出課・担当

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係

電話番号：025-552-1511

FAX 番号：025-552-7372